

重要事項説明書

社会福祉法人 長寿村
介護老人福祉施設 大田翔裕園

介護老人福祉施設重要事項説明書

<令和7年6月1日>

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-3736-1211(午前9時～午後6時)
担当 生活相談員 介護職員

2. 特別養護老人ホーム大田翔裕園の概要

(1) 施設の名称・所在地

事業者番号	1371103811
事業所名	社会福祉法人 長寿村 大田翔裕園
所在地	東京都大田区東六郷一丁目12番12号

(2) 施設の職員体制

管理者 1名
医師 3名
生活相談員 2名以上(兼務)
介護支援専門員 2名以上(兼務)
管理栄養士 1名以上
機能訓練指導員 1名以上
看護職員(准看護師)4名以上
介護職員 40名以上
事務職員 2名以上

(3) 同施設の設備の概要

定員		120名
居室	4人部屋	12室 (1室49.72㎡)
	2人部屋	18室 (1室25.22㎡)
	個室	36室 (1室18.38㎡)
浴室		一般浴槽 3槽
		特殊浴槽 6台
		個人浴槽 6槽

静養室	1室2床
医務室	1室
食堂	3室
機能訓練室	3室
交流スペース	1室
会議室	3室

3. サービス内容

- | | |
|---------------|---|
| ① 施設サービス計画の作成 | 入居者の介護度及び状況に応じた、サービス計画を作成いたします。 |
| ② 食事 | 栄養バランスを考慮した、食事を提供いたします。 |
| ③ 入浴 | 健康状態に合わせて、週2回以上の入浴を提供いたします。 |
| ④ 介護 | ケアプランに基づく、介護を提供いたします。 |
| ⑤ 機能訓練 | 機能訓練指導員による指導のもと、機能訓練が受けられます。 |
| ⑥ 生活相談 | 生活相談員が随時、相談をお受けいたします。 |
| ⑦ 健康管理 | 毎日、看護職員による健康チェックを行う。また週1回
医師による診察が受けられます |
| ⑧ 栄養管理 | 多職種協働により、栄養ケアマネジメントを行います。 |
| ⑨ 療養食の提供 | 医師の発行する食事箋により、療養食を提供いたします。 |
| ⑩ 理美容のサービス | 毎週、木曜日にサービスが受けられます。 |
| ⑪ 行政手続代行 | 必要に応じて行政手続の代行業をいたします。 |
| ⑫ 所持品保管 | 保険証及び預金通帳等は、事務所にて保管させていただきます。
また、衣類等は各居室にて保管管理いたします。 |
| ⑬ アクティビティ | 希望により、各種行事やアクティビティに参加できます。 |

4. 利用料金

(1)基本料金 〈介護保険給付対象サービス〉

施設利用料(介護サービス費) 入居者の要介護度に応じた介護給付費のうち、入居者の自己負担分をお支払い頂きます。

基本利用料(保険給付負担分/1日あたり)

(単位 円)

費 目	割 合	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護保険サービス費 (従来型個室)	1 割	642	719	798	875	950
	2 割	1, 284	1, 437	1, 596	1, 749	1, 899
	3 割	1, 926	2, 155	2, 394	2, 623	2, 848
介護保険サービス費 (多床室)	1 割	642	719	798	875	950
	2 割	1, 284	1, 437	1, 596	1, 749	1, 899
	3 割	1, 926	2, 155	2, 394	2, 623	2, 848

- * 入所後30日間及び30日以上入院した場合の退院後30日間は上記料金に初期加算 ¥33が追加となります。
- * 入所期間中に入院、または外泊した場合の取扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご了承下さい。
- * ただし、上記料金の他、下記加算料金がかかります。

加算利用料

費 目	金 額 (1 割)	金 額 (2 割)	金 額 (3 割)	加算単位	内容の説明
福祉施設初期加算	33	66	99	1 日あたり	入所から 30 日間に限り加算されます
福祉施設外泊時費用	269	537	805	1 日あたり	病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊をした場合に加算されます
福祉施設外泊時 在宅サービス利用費用	611	1,221	1,832	1 日あたり	外泊時に施設より提供される在宅サービスを利用した場合に、所定単位数に代えて算定されます
再入所時栄養連携加算	218	436	654	1 回のみ	病院へ入院し施設入所時とは異なる栄養管理が必要となった場合、管理栄養士が再入所後の栄養管理について医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画を作成し、施設へ再入所された場合に加算されます。
栄養マネジメント強化加算	12	24	36	1 日あたり	栄養士又は管理栄養士の人数を一定数満たし、低栄養状態の入所者に対し、多職種共同で作成した栄養ケア計画に従い食事の観察、栄養状態嗜好等を踏まえた食事の提供をする。栄養状態のリスクの低い入所者において、変化等を把握、対応できるようにする。 入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施にあたって、当該情報と継続的な栄養管理の適切なかつ有効的な実施のために必要な情報を活用していること。
経口移行加算	31	61	92	1 日あたり	経管により食事をとられる方について、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合に加算されます
経口維持加算Ⅰ	436	872	1,308	1 月あたり	(Ⅰ) 経口で食事が摂取できるものの摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる者に対し、多職種協働により栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し、計画に従い栄養管理を行う場合に加算されます (Ⅱ) 食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に加算されます
経口維持加算Ⅱ	109	218	327	1 月あたり	
口腔衛生管理加算Ⅰ	99	197	295	1 月あたり	口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成され、介護職員が入所者に対して計画的な口腔ケアができるよう歯科医師又は歯科衛生士が介護職員に対して口腔ケアに関わる技術的助言及び指導等を行った場合に加算されます
口腔衛生管理加算Ⅱ	120	240	360	1 月あたり	口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成され、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者に対して口腔ケアを月 2 回以上行った場合に加算されます
療養食加算	7	13	20	1 食あたり	医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合に加算されます

配置医師緊急時対応 加算(1)	709	1,417	2,126	2日あたり	配置医師が施設の求めに応じ、早朝または夜間に施設を訪問し入所者の診療を行った場合に加算されます
配置医師緊急時対応 加算(2)	1,417	2,834	4,251	3日あたり	配置医師が施設の求めに応じ、深夜に施設を訪問し入所者の診療を行った場合に加算されます
看取り介護加算 (I)	79	157	236	死亡日45日前～ 31日前	医師が終末期にあると判断した入所者について、医師、看護師、相談員、介護職員等が共同して、本人または家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合に、死亡前45日を限度として、死亡月に加算されます
	157	314	471	死亡日30日前～ 4日前	
	742	1,483	2,224	死亡日前々日、 前日	
	1,396	2,791	4,186	死亡日	
日常生活継続支援加 算	40	79	118	1日あたり	次の何れにも該当する場合に加算されます。 ①新規入所者のうち要介護4～5の割合、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合、痰吸引等のケアを必要とする入所者などの割合が一定以上 ②介護福祉士を入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上配置していること
看護体制加算 (I)	5	9	13	1日あたり	常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます
看護体制加算 (II)	9	18	27	1日あたり	看護職員数が一定数を満たし、看護職員又は病院等との24時間の連絡体制があり、看護職員不在時における対応策が整備されている場合に加算されます
夜勤職員配置加算	15	29	43	1日あたり	夜間の職員配置で基準を上回る配置を行っている際に加算されます
生活機能向上連携加 算 I	109	218	327	1日あたり	自立支援、重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリ専門職と連携し訓練計画を作成した場合に加算されます
生活機能向上連携加 算 II	218	436	654	1日あたり	自立支援、重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリ専門職と連携し訓練計画を作成した場合に加算されます
個別機能訓練加算 I	13	26	39	1日あたり	個別の機能訓練実施計画を策定し、計画に基づいてサービスの提供を行った場合に加算されます
個別機能訓練加算 II	22	44	66	1月あたり	個別機能訓練実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し機能訓練の実施にあたって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用する場合に加算されます
若年性認知症利用者 受入加算	131	262	393	1日あたり	若年性認知症疾患のある方を受入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護を提供することで加算されます
常勤医師配置加算	28	55	82	1日あたり	常勤の医師を配置した場合に加算されます
精神科医療養指導加 算	6	11	17	1日あたり	精神科医による診察を月2回以上受けられる体制を整備した場合に加算されます

障害者生活支援体制 加算(Ⅰ)	29	57	85	1日あたり	常時、対象となる障害を有する入所者を15名以上入所させた場合に加算されます
障害者生活支援体制 加算(Ⅱ)	45	90	134	2日あたり	常時、対象となる障害を有する入所者を16名以上入所させた場合に加算されます
認知症行動・心理症 状緊急対応加算	218	436	654	1日あたり	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入居することが適当であると判断した者に対し、入居サービスを行った場合に加算されます
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	4	7	10	1日あたり	次の要件を満たす認知症生活自立度Ⅲ以上の者1人1日につき加算されます ①認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が入所者・入居者の1/2以上 ②認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1名以上を配置し20人以上の場合は10又はその端数を増すごとに1名以上配置 ③職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導会議を定期的実施
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	5	9	13	1日あたり	①認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たし且つ認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置(認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が10人未満の場合は実践リーダー研修終了者と指導者研修終了者は同一人で可) ②介護・看護職員ごとの研修計画を作成し実施
褥瘡マネジメント加 算Ⅰ	4	7	10	1月あたり	褥瘡発生を予防するため定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理する。それらの情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の字志位に当たって当該情報等を活用している場合に加算されます。
褥瘡マネジメント加 算Ⅱ	15	29	43	1月あたり	褥瘡マネジメント加算Ⅰの算定要件を満たし、施設入所時等の剽悍の結果、褥瘡が発生するリスクのあるとされた入所者等について、褥瘡の発生がない場合に加算されます。
排せつ支援加算Ⅰ	11	22	33	1月あたり	排せつに介護を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し支援し、3ヶ月に1回、入所者ごとの支援計画の見直しをしている場合に加算されます。
排せつ支援加算Ⅱ	17	33	49	1月あたり	排せつ支援加算Ⅰの算定要件を満たし、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、入所時と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれも悪化がない、又はオムツ使用ありから使用なしに改善している場合に加算されます。

排泄支援加算Ⅲ	22	44	66	1 月あたり	排泄支援加算Ⅰの算定要件を満たし、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、入所時と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれも悪化がない、かつオムツ使用ありから使用なしに改善している場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算Ⅰ	24	48	72	1 日あたり	介護職員の総数のうち介護福祉士が 80%以上、勤続年数 10 年以上の介護福祉士が 35%以上配置されている場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算Ⅱ	20	40	59	1 日あたり	介護職員の総数のうち介護福祉士が 60%以上配置されている場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算Ⅲ	7	13	20	1 日あたり	介護職員の総数のうち介護福祉士が 50%以上、常勤職員 75%以上、勤続年数 7 年以上 30%以上配置されている場合に加算されます。
自立支援促進加算	327	654	981	1 月あたり	機能訓練や日々の過ごし方の見直しなどで状態の改善が図れるかを医師が医学的に評価、他職種連携で支援計画を策定、実行されちる場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算Ⅰ	44	88	131	1 月あたり	ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況など心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算Ⅱ	55	109	164	1 月あたり	ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況など心身状況等に係る基本的な情報に加えて疾病や服薬情報等を厚生労働省に提出している場合に加算されます。
ADL 維持等加算Ⅰ	33	66	99	1 月あたり	ADL 値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出、ADL が良好に維持・改善されている場合に加算されます。
ADL 維持等加算Ⅱ	66	131	197	1 月あたり	ADL 値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出、ADL が良好に維持・改善されている場合に加算されます。
安全対策体制加算	22	44	66	入所時に 1 回限り 算定可能	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されているとき、加算されます
在宅復帰支援機能加算	11	22	33	1 日あたり	退所後の在宅生活について本人・家族等の相談支援を行うとともに、居宅介護支援事業者や主治医との連携を図るなど、在宅復帰支援を積極的に行い、かつ一定割合以上の在宅復帰を実現している施設について加算されます
在宅・入所相互利用加算	44	88	131	1 日あたり	在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間(入所期間が 3 月を超えるときは、3 月を限度とする。)を定めて、居室を計画的に利用している者である場合に加算されます
退所前訪問相談援助加算	502	1, 003	1, 505	1 回あたり	退所前に訪問相談を行った場合に加算されます(入所中 1 回 (又は 2 回) 限度)

退所後訪問相談援助 加算	502	1, 003	1, 505	退所後 1 回 限り	退所後に訪問相談を行った場合に加算されます
退所時相談援助加算	436	872	1, 308	退所時 1 回 限り	家族に対する退所後の療養上の相談援助を行った 場合に加算されます
退所前連携加算	545	1, 090	1, 635	1 回限り	退所に先立って居宅介護支援事業者へ退所後のサ ービス利用について文書による情報を提供し、連 携して調整を行った場合に加算されます
認知症チームケア推 進加算Ⅰ	164	327	491	1 月あたり	次の要件を満たした場合に加算されます。 ①施設における入所者の総数のうち、日常生活に 対する注意を必要とする認知症の者の占める割合 が2分の1以上。 ②認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了し ている者又は認知症介護に係る専門的な研修及び 認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプ ログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配 置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の 行動・心理症状に対応するチームを組んでいる。 ③個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的 に行い、認知症の行動・心理症状の予防等に資す るチームケアを実施。 ④認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知 症ケアについて、定期的な評価、ケアの振り返 り、計画の見直し等を実施。
認知症チームケア推 進加算Ⅱ	131	262	393	1 月あたり	次の要件を満たした場合に加算されます。 ①Ⅰの①③及び④に掲げる基準に適合。 ②認知症介護に係る専門的な研修を修了している 者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員か らなる認知症の行動・心理症状に対応するチーム を組んでいる。
生産性向上推進体制 加算Ⅰ	111	222	333	1 月あたり	(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業 務改善の取組による成果が確認されたこと。職員 間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用 等)の取組等を行っている場合に加算されます。
生産性向上推進体制 加算Ⅱ	12	23	34	1 月あたり	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入して いること。1年以内ごとに1回、業務改善の取組 による効果を示すデータの提供を行っている場合 に加算されます。
協力医療機関連携加 算	109	218	327	1 月あたり	入所者が急変した場合などに、医師や看護職員が 相談対応を行う体制、介護施設から診療の求めが あった場合に、診療を行う体制、入所者が急変 し、入院を要すると認められた場合などに、原則 として入院を受け入れる体制を確保している場合 に加算されます。
高齢者施設等感染対 策向上加算Ⅰ	11	22	33	1 月あたり	協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的 な感染症の発生時等の対応を取り決めるととも に、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し 適切に対応し、院内感染対策に関する研修又は訓 練に1年に1回以上参加している場合に加算され ます。
高齢者施設等感染対 策向上加算Ⅱ	6	11	17	1 月あたり	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を 行った医療機関から3年に1回以上施設内で感染 者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を 受けている場合加算されます。

介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の1000分の140	1日あたり	介護職員の賃金改善及び資質向上のための計画を策定し、市区町村長に届出を行うとともに、当該計画に基づき適切な措置を講じ実施した場合に加算されます
介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の1000分の136	1日あたり	介護職員の賃金改善及び資質向上のための計画を策定し、市区町村長に届出を行うとともに、当該計画に基づき適切な措置を講じ実施した場合に加算されます
介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の1000分の113	1日あたり	介護職員の賃金改善及び資質向上のための計画を策定し、市区町村長に届出を行うとともに、当該計画に基づき適切な措置を講じ実施した場合に加算されます
介護職員処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の1000分の90	1日あたり	介護職員の賃金改善及び資質向上のための計画を策定し、市区町村長に届出を行うとともに、当該計画に基づき適切な措置を講じ実施した場合に加算されます

* 個別の介護度及び加算の内容によって金額が異なります。

上記の金額は1日あたりの金額ですが、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じますのでご了承ください。(消費税は非課税です)

(2) その他の料金 <介護保険給付対象外サービス>

① 居住費 個室をご利用の場合は、室料及び光熱水費相当額をお支払い頂きます。

多床室(2人、4人部屋)をご利用の場合は、室料及び光熱水費相当額をお支払い頂きます。

* 入所期間中に入院、または外泊し、居室を空けておく場合、6日目までは居住費をいただきます。

7日目からは、居住費はいただきませんが、ショートステイ用の空ベッドとして利用させていただく場合がありますので、ご了承願います。

* 諸事情により6日目以内に利用させていただく場合には、利用させていただいた日数についての居住費はいただきません。

② 食費 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)をお支払いいただきます。

* 食費(通常料金)の内訳は、朝食 550 円、昼食 780 円、夕食 550 円です。

③ 理美容費 ￥2,500～5,000

(カット ￥2,500、毛染め・パーマ 各¥5,000、シャンプー、ブロー、顔そり 各¥1,000)

④ 預金管理費 1日あたり ￥100

入居者の日常生活に必要な費用の支払代行をします。

⑤ その他

上記の他、アクティビティ費用、買い物費用、嗜好品・補助食品等はその実費について自己負担となります。

(3) 支払方法

毎月、15日頃までに前月分の請求をいたします。領収書は、次月の請求書をお送りする際に同封させていただきます。お支払い方法は、基本的に毎月27日に口座自動引き落としさせていただきます。

5. 入退居の手続き

(1)入居手続き

- ①要介護1以上の認定を受けた方で、入居を希望する方は、大田区役所に申し込んでください。
 - ②入居が決定した場合、契約を締結しますが、契約の有効期間は要介護認定の期間と同じです。ただし、入居要件を満たせば、自動的に更新します。
- ※詳細は、生活相談員にお尋ね下さい。

(2)契約の自動終了

以下の場合、連絡がなくても契約は自動的に終了いたします。

①他の介護保険施設や認知症対応型共同生活介護施設等に入所した場合。

②介護認定区分が、非該当(自立)、要支援と認定された場合

③入居者が死亡又は被保険者資格を喪失した場合

④その他

- ・入居者がサービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず10日以内にお支払いいただけない場合、または入居者が当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・入居者が病院または診療所に入院し、明らかに 3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後 3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただき場合がございます。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了60日前までに文書で通知いたします。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1)運営の方針

<基本理念>

私たち長寿村は、『家族主義』をモットーとした基本理念で、入居者のご満足と笑顔を励みに努力いたします。

<入居者の生活の質の向上>

長寿村で働く私たちは、入居者一人ひとりのニーズと意思を尊重し、可能性の実現と生活の質の向上に努めます。

<公平・公正な施設運営の遵守>

長寿村で働く私たちは、入居者の生活と人権を擁護するため、自己点検を強化し、公平・公正な開かれた施設運営に努めます。

<従業者の資質・専門性の向上>

長寿村で働く私たちは、常に誠意を持って質の高いサービスが提供できるよう、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めます。

<園内の生活>

入居されるお年寄りの自主性を尊重いたします。平穏な生活ができるように自らが環境作りを創造していただき、各種行事やレクリエーションを通じて生活の充実を図っていただきます。また、健康管理には万全を図り、毎日の生活の中で楽しみにしている食事やご家族と交流を重点にしています。

(2)サービス利用のために

事 項	有無	備 考
従業員への研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	
第三者評価の実施	有	年1回（実施機関:ヒューマンウェアコンサルティング株式会社）
身体拘束の有無	無	

(3)施設利用のお約束

- ・面会 面会時間 10:00～18:00 入口の面会簿にご記入下さい
- ・外出、外泊 前日までに施設にご連絡下さい。
- ・飲酒 原則禁止させていただきます。
- ・喫煙 施設指定の場所をお願いいたします。
- ・備えている設備 特に制限はございません。
- ・宗教活動 特に制限はございません。（但し、勧誘等はできません。）
- ・金銭・貴重品の管理等 必要に応じて事務所にて保管させていただきます。
- ・その他

7. 緊急時の対応方法

入居者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

なお、入居者が入院された場合の医療機関における入・退院手続きは、施設職員では保証人の代行をすることができませんので、入退院の都度、ご家族にてお願い致します。

8. 非常災害対策

- ・防災時の対応 消防計画にそった、避難誘導を行います。
- ・防災設備 関係法令に従って必要な設備を整えています。
- ・防災訓練 年間2回の総合訓練及び毎月1回以上の訓練を実施しております。
- ・防火責任者 防火管理者

9. サービス内容に関する相談・苦情

①当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 生活相談員 電話 03-3736-1211

②その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

大田区	大田区福祉部 介護保険課 介護サービス担当	大田区蒲田 5-13-14 大田区役所本庁舎 3 階 電話 03-5744-1258
東京都	東京都国民健康保険団体連合会 介護保険部 相談指導課	千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階 電話 03-6238-0177

10. 当法人の概要

当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 長寿村
代表者役職・氏名	理事長 神成 裕介
本部所在地	東京都足立区入谷 9 丁目 15 番 18 号
電 話 番 号	03-3855-6363

定款の目的に定めた事業

- 1) 第一種社会福祉事業
 - 1 特別養護老人ホーム
 - 2 養護老人ホーム
 - 3 軽費老人ホーム
- 2) 第二種社会福祉事業
 1. 老人短期入所事業
 2. 老人デイサービスセンター
 3. 認知症対応型老人共同生活援助
 4. 老人居宅介護等事業
 5. 看護小規模多機能型居宅介護
- 3) 公益事業
 - 1 介護老人保健施設
 - 2 通所リハビリテーション
 - 3 居宅介護支援事業
 - 4 地域包括支援センター
 - 5 サービス付高齢者向け住宅事業
- 4) 収益事業
 - 1 不動産賃貸業

施設拠点等

- | | |
|-------------------|------|
| 1. 特別養護老人ホーム | 5 箇所 |
| 2. 養護老人ホーム | 1 箇所 |
| 3. 軽費老人ホーム | 1 箇所 |
| 4. 短期入所生活介護 | 5 箇所 |
| 5. 通所介護 | 2 箇所 |
| 6. 認知症対応通所介護 | 5 箇所 |
| 7. 認知症対応型老人共同生活援助 | 4 箇所 |
| 8. 訪問介護事業 | 1 箇所 |
| 9. 看護小規模多機能型居宅介護 | 2 箇所 |
| 10. 介護老人保健施設 | 1 箇所 |
| 11. 短期入所療養介護 | 1 箇所 |
| 12. 通所リハビリテーション | 1 箇所 |
| 13. 居宅介護支援事業所 | 3 箇所 |

14. 地域包括支援センター.....1 か所
15. サービス付き高齢者向け住宅事業.....1 か所
16. 訪問リハビリテーション.....1 か所
17. 不動産賃貸業.....1 か所

11. その他

————— 契約をする場合は以下の確認をすること —————

年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、入居者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

<事業者名> 社会福祉法人 長寿村 大田翔裕園
(事業者番号1371103811)

<住 所> 東京都大田区東六郷一丁目12番12号

<代表者名> 理事長 神 成 裕 介 印

説明者 所属 生活相談員

氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

入居者 住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印

